

2009年9月29日
郵便事業株式会社
郵便局株式会社

寄附金を内容とする郵便物の料金免除

社会福祉を目的とする事業の活動を支援するため、社会福祉法人共同募金会にあてた寄附金を内容とする郵便物を差し出される場合は、次により郵便料金（特殊取扱の料金を含みます。）を免除いたします。

1 取扱条件

寄附金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

- (1) 内容品及び取扱い
寄附金を内容とする現金書留郵便物としたもので、現金書留以外の特殊取扱としないもの
- (2) 表示
表面の見やすい所に「寄附金用郵便」と記載されたもの

2 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含みます。）及び郵便事業会社支店

※ 取扱窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

3 取扱期間

- (1) 広島県以外の社会福祉法人共同募金会
平成21年10月1日（木）から平成21年12月31日（木）まで
- (2) 社会福祉法人広島県共同募金会
平成21年10月1日（木）から平成22年3月31日（水）まで

4 送付先

別紙のとおり

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 経営企画部門 渉外広報部 電話：03-3504-9798 FAX：03-3592-7620	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666（有料） [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
郵便局株式会社 総務部 広報室（報道担当） 電話：03-3504-4127 FAX：03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666（有料） [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]